

【交通事故で健康保険を使った場合】

■健保の支払いが一時立替えとなる理由

(損害賠償責任)【民法第709条】

交通事故等で他人に損害を与えた者はその損害(治療費など)を賠償する責任を負います。

個人個人が社会生活を送る上で様々なトラブルや障害に遭遇してしまうことがしばしばありますが、「他人に損害を与えてしまった(or与えられてしまった)場合」の紛争解決の判断の基本原則です。

交通事故も、「損害賠償」の面では「この原則(誰が治療費を払ってくれるのか?)」が基本です。相手に負担責任がある治療費は、本人はもとより健保組合にも負担する理由がありません。

※損害(治療費の総額)を100とした場合の例

相手負担責任 0 ⇒ 本人負担 100 (窓口 30、健保 70)

相手負担責任 50 ⇒ 本人負担 50 (窓口 15、健保 35)

相手負担責任 80 ⇒ 本人負担 20 (窓口 6、健保 14)

相手負担責任 100 ⇒ 本人負担 0 (窓口 0、健保 0)

交通事故では「自賠責保険や任意保険をどう使うのか?」、「健康保険は使えるか?」、などが問題とされますが、「損害賠償」面の紛争解決の判断は「この原則(誰が治療費を払ってくれるのか?)」が基本で

※損害賠償(治療費など)の手順

加害者・被害者双方ともに

①まずは各々の責任から各々の負担分が決まります。

②次に各々が支払い方法を選択決定し(自腹?自賠責保険?任意保険?健康保険?その他?)

③最後に支払う、こととなりますが、

④誰かが一時立て替えていたら立替分を精算することで終了します。

健保組合が支出する医療費等の原資は皆様からお預かりした保険料等です。

健保が負担する理由が無い費用はこの保険料等から支出することが出来ません。

(救済措置)【健康保険法第57条】

しかし「相手が保険未加入」だったり「相互の過失割合の主張が折り合わない」等により、

相手からの損害賠償(治療費の支払など)が即座には行われたいケースが多々あります。

そのため、さしあたって必要な治療費は相手にかわり一時健保が立て替えて病院に支払い後日、健保組合から相手に請求することとしても良いとされています。

■健保への報告が必要となる理由

相手が負担すべき費用も一時健保が立て替えて支払いますが最終的には精算が必要です。

精算を行うには相手や事故についての情報が必要です。

今回の依頼はこの精算を行うため以下の規定に基づく情報提供の依頼です。

必ず提出して下さい。

■被保険者の回答義務

(文書の提出等)【健康保険法59条】

保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第百二十一条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

■「症状固定」とは?

「1. 医学的」な意味付けと「2. 損害賠償上」の意味付けの両方の意味付けがあります。

1. 「医学的」な意味

治療を続けても大幅な改善が見込めず長いスパンでみると回復・憎悪がなくなった段階を意味します。

むちうちの例でいえば、病院で投薬やリハビリを受けると少しよくなるけれど、少し経つとまた戻りという一進一退を繰り返す状態のことです。

2. 「損害賠償上」では

医学的には大幅な改善が見込めないのであれば、

①損害賠償の上での「治療」の期間は終了とし加害者の治療費負担はここまでとさせて下さい、

②但し、「残ってしまった症状」については「後遺障害」として損害賠償致しますのでご容赦下さい、という、損害賠償上の都合による意味合いでもあります。